

2022年度 契約法総論講義

講義に対する感想・質問・要望（第6回）

No.	講義の感想、質問、要望など	講師の回答
1	特になし。よく理解できました。	私が作成した自学・自習問題を自力で解いてみると、理解できたかどうかを客観的に確認できますので、活用してください。
2	ありがとうございます！！	理解を確認するために、自学・自習問題を自力で解いてみましょう。
3	本日もありがとうございます。	自学・自習問題を自力で解いてみましょう。
4	分かりやすい講義をしていただきありがとうございます。	分かりやすいと思っても、実はわかっていないことが多いものです。自学・自習問題を自力で解けるようになっていけば、分かったといえます。
5	第三者の契約に関して学べる事が楽しみでした。理解するために復習をしていきたいと考えております。	第三者のためにする契約は、実は、手ごわい相手です。一番良い復習の方法は、自学・自習問題を自力で解いてみることです。
6	マナバにも書いたのですが、チャットにこちらのURLが出てこなかったため、先週分を本日提出させていただきます。	承知しました。
7	本日もしっかり復習したいと思います。	自学・自習問題を自力で解いてみてください。理解のレベルがわかります。
8	アンケートで、プレゼンテーションのチームは申し出れば友人と一緒になれると回答していましたが、具体的にいつまでに申し出れば良いでしょうか。	第10回(6月16日)で第三者のためにする契約の講義が終了します。それまでにチームのメンバーをチャットに書き込んでください。メールでも結構です。
9	債権者が解除したくないor解除できない場合であっても、反対給付から逃れる制度というのが「危険負担」であることが理解できた。	新しい視点を見つけられたのは尊敬に値します。ただし、解除できない場合に限っていうと、その場合というのは、債権者に帰責事由がある場合なので(民法543条を参照してください)、その場合には、民法536条2項によって反対給付を免れなくなりますので注意してください。
10	予習により、危険負担についていろいろわかるようになった。わかっていないことは、帰責事由の範囲である。例えば、債権者は契約違反すると、債務者に帰責するのは普通と言うが、これも危険負担に属するかがわからない。	予習をしていただいてうれしいです。分からなかった点については、危険負担の定義に戻ると良いでしょう。危険負担は、双務契約において、債務者に帰責事由がない場合を対象にしています。債務者に帰責事由があれば、それは、債務不履行となって、危険負担の問題ではなくなります。しかし、債権者に帰責事由があっても、債務者に帰責事由がなければ、その場合も、危険負担に属する問題です。
11	先生のホームページにアンケートの回答フォームがあることを知らなかったので、教えていただけありがとうございました。授業内容については、危険負担についてあまりよく理解できなかったため復習しようと思います。	復習には、ぜひ、私の自学・自習問題を自力で解く練習をしていただきたいと思います。
12	第三者に対する契約などを確認できてよかったです	法律用語は正確に覚えましょう。「第三者に対する契約」ではなく、「第三者のためにする契約」です。
13	自然災害のときなどは負担はどうなるのか気になった	自然災害(コロナ禍を含む)の場合には、債務者(本来の給付を行う側: 売主、労働者、請負人など)には帰責事由がないので、確かに、危険負担の問題になります。しかし、危険負担が適用されると、帰責事由のない債権者(買主、使用者、注文主など)も反対給付をしなくてもよくなってしまいます。その結果、買主は代金の支払いを免れてよいのですが、労働者や請負人は報酬を受け取れなくなってしまいます。したがって、その場合には、危険負担ではなく、 災害給付金と代償請求(民法422条の2)の組合せ が重要な役割を果たすことになります。

2022年度 契約法総論講義

講義に対する感想・質問・要望（第6回）

No.	講義の感想、質問、要望など	講師の回答
14	債権譲渡と債務引受の違いについての解説が、パワーポイントを利用して解説してくださったのが、個人的にとってもよく理解できました。 債権譲渡は始点が動き、債務引受は終点が動くわけであるが、最終的に見たらその状態が同じであるため、こう言った遠隔ならではの、パワポならではのわかりやすい解説で、理解が深まるというのはとても有効的な講義だと感じました。	私の教材作成のねらいを、そのままズバリに表現していただいて、感謝します。 教材をダウンロードして、パワーポイントを自分でも動かしてみてください。そして、アニメーションの使い方をマスターして、第12回以降に行われる学生によるプレゼンテーションに応用してみてください。
15	予習不足を感じた。	良い気づきですね。私の自学・自習教材を使って復習をしてみてください。
16	今回の授業は難しい範囲で理解に苦戦しました。しかし先生が復習も交えてくださったので良かったです。しっかり復習していきたいと思います。	他大学の講義では、第三者のためにする契約を3回にわたって詳しく講義することはないと思います。確かに、振込みの前身である電信送金システムについて、第三者のためにする契約の適用を否定した判例（最一判昭43・12・5民集22巻13号2876頁）を解説する講義は見受けられますが、民法が改正されて払込み制度（民法477条）が導入された現在では、この判例は歴史の遺物以上の意味を持ちません。むしろ、皆さんが将来的に直面するに違いない自賠法第16条（保険会社に対する損害賠償額の請求）取り上げて講義すべきだというのが、私の考えです。
17	契約解除の場合の帰責事由は必要ないことを知った。また、債権譲渡と債務引受の債権の違いを理解することも大事であるとわかった。	債権譲渡と債務引受に関する自学・自習教材を作成する必要性を痛感します。来年の講義までには間に合わせる予定ですので、来年も、私のHPを覗いてみてください。
18	ありがとうございました！ しっかり予習しておきたいと思います。	ぜひ、私の作成した自学・自習教材で予習・復習をしてみてください。
19	第三者のためにする契約の具体例がわかりやすかったです。	抽象的な条文と具体例を行き来できるように、私の自学・自習教材を利用してください。
20	第三者のためにする契約に関することを学び、当事者の一方は誰なのかなど細かいところを理解することが大事だと感じた。	現行民法の最大の欠点を指摘していただきありがとうございます。現行民法537条1項を以下のように書き換えるべきだというのが私の考え方です。 民法537条（第三者のためにする契約） ①要約者と諾約者との契約により当事者の一方（諾約者）が第三者（受益者）に対してある給付をすることを約したときは、その第三者（受益者）は、債務者（諾約者）に対して直接にその給付を請求する権利を有する。
21	難しいですが先生が仰っていたように条文を読み替えて理解できるようにしていきたいです。	今日の講義のポイントを指摘していただきありがとうございます。
22	条文を具体例に置き換えると良い	おっしゃる通りです。
23	第三者のためにする契約は2年時に履修した債権総論で軽く触れていた気がしますが、今回の授業を聞いていて分からないことだらけだったので復習しようと思います。	私が作成した自学・自習教材を自力で解く練習をしてみてください。
24	条文などを読むときにすなわちと具体例を挙げる方法はわかりやすいのでこれからの学習に用いていこうかと考えた。	そのことを習慣づけると、民法の学力が飛躍的に向上すると思います。
25	保険契約は絶対に関わっていくものなので、詳しく知れてよかったです。	生命保険契約も、責任保険契約もすべて第三者のためにする契約なので、しっかり学習すれば、社会に出たときに役に立ちます。
26	六法を甘く見ないようにしなければならぬと感じた。寝る前に六法を熟読するくらいの気持ちでやっていきたいと思った。	今日の講義の最大のポイントを理解してくださってありがとうございます。大事な条文は、暗記するくらいに熟読しておく、社会に出てからも役に立ちます。

2022年度 契約法総論講義

講義に対する感想・質問・要望（第6回）

No.	講義の感想, 質問, 要望など	講師の回答
27	法律を学ぶときに身近に理解する為には具体例で勉強することが大事なので、時間を掛けてでもしっかり理解を深めたいと改めて感じた。	おっしゃる通りです。大事な学習にゆっくり時間をかけることが大切です。ゆっくり時間をかけて理解した後は、高速で応用問題を解くことができるようになります。 AIが一部の領域で人間に優るようになりつつありますが、 AIが人間に勝っているのは、実は、人間よりも長い時間をかけて(不眠不休で)機械学習をしているからです。 人間も同じです。短い時間でうわべだけ理解しても、応用力は養われません。
28	条文を身近に感じ、具体例を挙げられるように、理解を深めることの大切さを改めて確認することができました。	抽象的な条文と具体例を行き来できるようになることが大切です。私が作成した自学・自習教材を存分に利用してください。
29	特にはないです	理解できたかどうかを確認するために、自学・自習問題を自力で解いてみましょう。
30	条文をしっかり理解し、「すなわち」をどの条文でも言えるように教科書で予習等をしようと考えました。第三者のためにする契約は、講義最初は何を言っているのか理解できませんでしたが、条文に当事者一人一人あてはめて考えるととても理解しやすくなりました。	今日の講義のポイントを指摘していただきありがとうございます。一方通行の講義では、何が大切なのかがわかりにくいと思います。当てられた学生さんには気の毒ですが、私の質問に答えられない時間が長ければながいほど、他の学生の皆さんの理解の助けになっているのです。
31	第三者のためにする契約の知識が身に付きました	本当に身に付いたかどうか、私の作成した自学・自習教材を自力で解いてみて確認してください。
32	第三者のためにする契約、とても難しいので理解するために復習を使用と思いました。	ぜひ、私の作成した自学・自習教材で予習・復習をしてみてください。
33	危険負担の不当利得の常套文言がよくわからなかったです。	不当利得の常套文言 とは、民法703条の「 利益の存する限度 」のことですが、これに類似する文言は、以下の通りで、すべて、広い意味での不当利得に関する条文であると解釈することが可能です。 民法32条 (失踪宣告の取消し)…「 現に利益を受けている限度 においてのみ、その財産を返還する義務を負う。」 民法121条の2 (原状回復義務)…「その行為によって 現に利益を受けている限度 において、返還の義務を負う。」 民法191条 (占有者による損害賠償)…「善意の占有者はその滅失又は損傷によって 現に利益を受けている限度 において賠償をする義務を負う。」 民法422条の2 (代償請求権)…「債権者は、その受けた 損害の額の限度 において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。」などです。 それぞれの条文の微妙な文言の違いが分かるようになると、レベルがさらにアップします。
34	予習をもっと頑張りたいと思いました。	予習は、未知の自分との出会いです。大切にしてください。
35	今回の授業では、債権譲渡になるのか債務引受になるのか判断が難しいと思った。復習が大切になるテーマだなと思いました。	結果が一緒のように見えるので、両者を区別する判断が難しいですね。私の作成したアニメーションで、上の矢印が下に降りてくるのか、右の矢印が左に移動するのかを区別するようにして下さい。
36	条文を読む必要性は分かっていましたが、読み方を変えるだけで理解しやすくなると思いました。	条文を具体例で読み替えるという習慣をつけるようにすると、民法の学力が飛躍的に向上します。
37	ありがとうございました	私の作成した自学・自習教材で理解度を確認するようにしてください。
38	抽象と具体を行き来する能力を身につけるための、穴埋めの教材の重要性を学んで、これからの講義においても自学習として有効活用していきたいと感じました。そして、条文を読むだけでなく、実際にどういったように使われるのかを「すなわち」と読み替える癖をつけたいと思います。	今日の講義の最大のポイントを要約して下さってありがとうございます。
39	すなわち をしっかり使おうと思います。	おっしゃる通りです。条文を読む際に具体例を「すなわち…」と読み替える習慣をつけるようにしてください。

2022年度 契約法総論講義

講義に対する感想・質問・要望（第6回）

No.	講義の感想、質問、要望など	講師の回答
40	先生が作成してくれたパワーポイントと同時にしながら勉強することで、理解を深めることができました。	私の作成したパワーポイントは、アニメーションを付加しています。あなたのプレゼンテーションの際にも、この技術を使っていただけたらうれしいです。
41	難しい内容であったため、一回での理解では困難だったと感じた。しっかり復習をしたいと思う。	私が作成した自学・自習教材を自力で解く練習をしてみてください。
42	第三者のためにする契約は要約者と諾約者の契約で生じた債権(保険金請求権など)を受益者が請求できる。反対に自動車事故の例で見れば、被害者が損害賠償請求権を保険会社に移転するという債務引受の考え方がある。	自賠責保険の場合に、 被保険者の保険金債権が被害者に移転するのか、被保険者(加害者)の損害賠償債務を保険会社が引き受けることになるのか は、争いのある問題です。自賠法16条の文言からは、後者の立場が素直な解釈のように見えますが、結果に違いが生じないため、結論は出ていません。各自が自分の立場を明らかにした上で、順んな対応をするのが良いでしょう。
43	条文を具体的に説明できるようになりたい。	私の作成した自学・自習教材で、練習を重ねてください。
44	復習、予習に懸命に取り組み、理解できるようにしたい。	成果を出したいのであれば、自分のレベルを少しばかり超える問題にチャレンジし続けてみてください。私の作成した自学・自習教材を時間をかけて自力で解く練習をするのも、良い方法だと思います。
45	やはり3者間に及ぶ法律関係は複雑で、理解しづらく感じましたが、生命保険契約に当てはめて考えると関係性を理解することが出来ました。また、今後は条文を読む際、「即ち」を意識し、正確に理解できるよう自習に努めていきたいと思えます。	今回の講義のポイントを押さえていただけてありがとうございます。生命保険だけでなく、自賠責保険(自賠法16条)の例を挙げていただけると、さらに良かったと思います。
46	今回の講義で573条の大切さが分かりました。要約者、諾約者、受益者のどれかを考えることが必要であることが分かりました。また、この三者の区分があまり分かっていませんでしたが今回の先生の解説ではっきりと理解することができました。 また、今回の講義で法律を本当に理解するとはどういったことであるのかが分かりました。今度から読み替え、具体例を意識して理解し、法律を読みたいと思えます。	おっしゃる通りです。まさに、今回の講義で言いたかったことを正確にフォローしてくださってありがとうございます。
47	第三者のためにする契約に保険契約があるのは分かったのですが、あまりイメージが湧かなかったので、穴埋めを使ってかみ砕いて理解したいと思えます。	ぜひ、私の作成した自学・自習教材で予習・復習をしてみてください。
48	前回はグループワークをやって、本日はなかったのですが、グループでプレゼンテーションをやる場合、どのように行うのかイマイチ理解出来ない状態です。自分達でグループを作って作成して良いのでしょうか。	もちろん結構です。第10回(6月16日)で第三者のためにする契約の講義が終了するので、その次の日にグループワークに再度挑戦してみたいと考えています。したがって、6月16日までに、希望するチームのメンバーをチャットに書き込んでください。メールでも結構です。
49	本日もありがとうございました。先生の作ってくださったサイトを見て復習していきたいと思えます。あと先生が71歳というのが衝撃でした。	いやいや。私は、74歳です。毎朝、ストレッチと筋トレ(腹筋、背筋、腕立て伏せ、腸腰筋上げをそれぞれ100回ずつ)を行って、健康維持に取り組んでいます。家事が得意なのも健康維持の秘訣のようです。
50	双務契約における異時履行の部分が難しく感じました。	第5回のプレゼンで詳しく説明していますので、復習してみてください。
51	債権譲渡と債権引受の区別が難しかったが、始点が移動するのか、終点が移動するのかという観点と、債権者が債務者どちらに焦点を当てるのかという観点到に注目することで、理解することができた。	自賠法16条の例で、保険金の債権譲渡か、損害賠償債務の債務引受なのかを図を見ながら考察してみると、さらに理解が深まると思えます。
52	条文だけ読んで訳が分からなかったが、受益者、要約者、諾約者を当てはめ、さらに実際の例を当てはめて考えることで、条約を理解できている実感が持てた。 譲渡なのか引受なのかはどっちにも捉えられる気がするため、それがどのように論理付けられるのか次週が楽しみ。	次週が楽しみという言葉は、教員としてとてもありがたいです。感謝します。
53	全体的に少し難しい単元でした	ぜひ、私の作成した自学・自習教材で予習・復習をしてみてください。
54	ウーパードイツやメルカリなどのECサイトは第三者のためにする契約ですか？	誰が要約者で、誰が諾約者になるのか、そして誰が受益者になるのかを考えれば、答えが出ると思えます。

2022年度 契約法総論講義

講義に対する感想・質問・要望（第6回）

No.	講義の感想, 質問, 要望など	講師の回答
55	537条の例において当事者の被保険者というのは交通事故の加害者であるという認識で間違いありませんか？	おっしゃる通りです。 第三者のためにする契約では、第11に、誰が要約者か誰が諾約者かが問題になります。なぜなら、第三者のためにする契約は、この二者間の契約であり、その契約によって、契約外の第三者が直接に受益を受けるというものだからです。 問題となっている自賠責保険契約の場合には、要約者(保険契約者＝被保険者)は、交通事故の加害者です。諾約者は保険会社です。そして、交通事故の被害者が受益者ということになります。
56	契約法の奥深さを知ることができました。	そういっていただけると嬉しいです。私の作成した自学・自習教材で、理解度のチェックをお願いします。
57	今回の授業は今までよりも内容が難しく、困惑したのですが、授業をゆっくり進めてくださったり、重要なことを何度も口にしてくださったので、なんとか授業に追いつけたと思います。特に539条について理解するのが難しかったので、判例なども見て復習しようと思います。	目の付け所が素晴らしいですね。民法539条は、抗弁の対抗力に関する非常に優れた条文です。 今回の民法(債権関係)改正によって、債務者の債権譲渡人に対する抗弁が債権譲受人に対抗できるようになったのですが(民法468条)、そのずっと前から、民法539条は、諾約者の要約者に対する抗弁が受益者に対しても対抗できることを明確に規定していたからです。 民法539条を活用すると、実は、同時履行の抗弁権を第三者に対抗することができるようになり、留置権との差異が少しばかり縮まります。 例えば、自動車の賃借人が、修理業者との間で、車の所有者のために自動車の修理を請け負ったとします。修理が終わった後に、車の賃借人ではなく、車の所有者が車の引渡を請求してきた場合、修理業者は、車の賃借人だけでなく、車の所有者に対しても、同時履行の抗弁権をもって対抗できることになるからです。
58	533条や536条などに興味を持った。	いずれも、双務契約の牽連性の問題なので、関連付けて学習してください。
59	分かりやすかったです。	どの点がわかりやすかったですので、具体的に書いていただけると嬉しいです。
60	特にありません。	全ての点を理解していただいたのであればうれしいです。
61	これから条文を読む際は置き換えて考えたいと思います。	大切な点に気づいてくださってありがとうございます。私の作成した自学・自習教材で、置き換えの練習を実践してください。
62	ありがとうございました。	どの点が良かったのかを書いていただけるとありがたいです。
63	具体と抽象を自由に行き来できる理解をしたいとは思いますが中々難しいです。条文を理解するとき、該当する人物が誰なのかその相互関係性を一つ一つ押さえることを徹底したいと思います。	ぜひ、私の作成した自学自習教材で予習・復習をしてみてください。
64	具体的にどこがわからなかったか明確にするためにもっと復習して授業に取り組みたいと思いました。	復習は、現在の自分のありのままの姿との出会いです。失敗にめげずに、自学・自習教材を自力で解くという復習を行ってください。
65	アンケートの回答方法を教えて頂き有難うございました。次回も宜しくお願い致します。	どこが理解できて、どこが理解できなかったのかを書いていただくと、回答がしやすくなるので、よろしく申し上げます。
66	今回は内容が難しかったのでしっかり復習していきたい	私の自学・自習教材を活用して復習を行ってください。
67	授業後フォーム送信が送れました。申し訳ございません。	締切りに間に合って良かったですね。
68	特にありません	全ての点を理解していただいたのであればうれしいです。